



長野県報

12月23日(月)

令和6年

(2024年)

第570号

目次

条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(国際交流課)	3
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(国際交流課、薬事管理課)	3
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	4
長野県消費生活条例の一部を改正する条例(くらし安全・消費生活課)	5
保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	5
病害虫防除所の設置及び病害虫防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例(農業技術課)	6
長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例(経営推進課)	6
長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例(東北信運転免許課)	7

告示

令和6年12月13日成立した令和6年度補正予算の要領(財政課)	12
令和6年12月13日長野県議会定例会において認定された令和5年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政課)	12
令和6年能登半島地震に係る県税の申告、納付等の期限指定(税務課)	19
解除予定保安林にする旨の通知(森林づくり推進課)	19
土地収用法に基づく事業の認定(建設政策課)	19
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)	21

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業立地・IT振興課)	21
国土調査法に基づく成果の認証(農地整備課)	22
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課)	22
特定調達契約に係る落札者の決定(水道・生活排水課)	23

本号で公布された条例のあらまし

◇ 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

- 1 住民の利便性の向上を図るため、旅券法の規定に基づく一般旅券の発給の申請の受理、交付等の事務を移譲している市町に対し、当該市町に通勤又は通学のために居所を有する者に係る申請の受理、交付等の事務を移譲することとしたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、一部の規定を除き、令和7年3月24日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 旅券法施行令の一部改正に伴い、窓口申請の場合及び電子申請の場合の一般旅券の交付の手数料の額を改めました。
- 2 大麻草の栽培の規制に関する法律の一部改正により、大麻草採取栽培者免許が区分され、第一種大麻草採取栽培者の免許の審査の事務が知事の事務とされたことに伴い、当該免許の審査手数料の額を定めました。
- 3 この条例は、令和7年3月1日（1は、同月24日）から施行します。

◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 仕事と育児や介護等との両立を支援するとともに、職員がその能力を十分に発揮し高い士気をもって効率的に勤務できる環境を整備するため、選択的週休三日が可能なフレックスタイム制を新設したほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

◇ 長野県消費生活条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 社会情勢の変化によって複雑化・高度化する消費者相談に対応するため、県内4か所に設置している消費生活センターを集約し、長野県消費生活センターを松本市に設置することとしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

◇ 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（条例第49号）

- 1 「救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、救護施設が入所者ごとに作成する支援計画について、入所者の意向を踏まえることを明確化し、名称を「個別支援計画」としたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例（条例第50号）

- 1 気候変動等の影響による新たな病虫害の発生、侵入に対し、試験研究機関の専門的知見を防除対策に速やかに反映させ、より機動的な対応を可能とするため、長野県病虫害防除所を長野県農業試験場に統合することとしました。
- 2 この条例は、令和7年4月1日から施行します。

◇ 長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第51号）

- 1 与田切発電所及び小洪第3発電所の改修工事の完了に伴い、発電所の最大出力に係る規定を改正しました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第52号）

- 1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、手数料の額を改定するとともに、新たな事務に係る手数料の額を定めたほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、令和7年3月24日から施行します。

条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第45号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の1の3の項中「住所」の次に「又は通勤若しくは通学のために居所」を加え、同表の22の項中「第21条第1項」を「第22条の3第1項」に改める。

附則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、別表の22の項の改正規定は、同月1日から施行する。

国際交流課

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第46号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4の項中

(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	1 件	2,000円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,000円とする。
--------------------------	-----	---

を

(1) 法第8条第1項の規定による一般旅券の交付	ア イ以外のもの	1 件	2,300円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、4,300円とする。	に改め、同表の28の項中
	イ 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をしたもの	〃	1,900円。ただし、法第20条第2項の規定の適用を受ける場合にあつては、3,900円とする。	

6,900円

を

22,000円

に、「大麻草採取栽培者」を「第一種大麻草採取栽培者」に改め、同表の39の

項中「(平成14年法律第151号)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年3月24日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、別表第1の28の項の改正規定及び附則第3項の規定は同月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に旅券法（昭和26年法律第267号）第20条第1項第1号から第3号までに掲げる処分の申請をした者が納付すべき同法第8条第1項の規定による一般旅券の交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の4の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号。以下この項及び次項において「改正法」

という。) 附則第4条の規定によりなお従前の例によることとされる改正法第2条の規定による改正前の大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号)第6条第3項の規定による大麻草採取栽培者の登録事項の変更及び同法第7条第3項の規定による免許証の再交付に係る手数料については、この条例による改正後の長野県手数料徴収条例別表第1の28の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(令和7年3月1日前に受けようとする免許の審査に係る手数料)

- 4 令和7年3月1日前に改正法附則第7条の規定により改正法第2条の規定による改正後の大麻草の栽培の規制に関する法律第5条第1項の規定による免許を受けようとする者は、当該免許に係る申請1件につき、手数料2万2,000円を納めなければならない。

国際交流課
薬事管理課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第47号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第6項中「勤務時間を割り振らない日(以下「週休日」という)を「週休日(勤務時間を割り振らない日(第9項及び第11項において読み替えて準用する第10項の規定によるものを除く。))をいう。以下同じ」に改め、同条第9項中「前項」を「第8項」に、「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項の次に次の1項を加える。

- 9 任命権者は、職員(人事委員会が定める職員を除く。以下この項において同じ。)について、職員の申告を考慮して、第6項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、前2項の規定にかかわらず、人事委員会が定めるところにより、職員の申告を経て、4週間を超えない範囲内で週を単位として人事委員会が定める期間(以下この項において「単位期間」という。)ごとの期間につき第1項から第5項までに規定する勤務時間となるように、第6項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、単位期間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い、勤務時間を割り振るものとする。

第2条に次の1項を加える。

- 11 前項の規定は、職員に第9項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、前項中「週休日に変更して」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に変更して」と読み替えるものとする。

第3条第2項ただし書を次のように改める。

ただし、次に掲げる場合には、人事委員会が定めるところにより、休憩時間を一斉に与えないことその他の休憩時間の基準について別段の定めをすることができる。

- (1) 職務の性質により必要があるとき。
- (2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害するとき。
- (3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき。

第5条の3第1項中「まで」を「まで若しくは第10項(同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。))」に、「第6条第1項」を「次条第1項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 2 一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第28条第3項中「第2条第9項」を「第2条第10項(同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。))」に、「若しくは第8項」を「から第9項まで」に改め、同条第4項中「及び第9項」を「及び第10項」に、「週休日」を「週休日又は勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日」に、「勤務時間条例第2条第9項又は」を「同項(同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。))又は勤務時間条例」に改める。

第29条第2項中「第9項」を「第10項」に改める。

第31条の2第1項第1号中「第9項」を「第10項」に、「又は祝日法」を「若しくは勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日又は祝日法」に改める。

(長野県学校職員の給与に関する条例の一部改正)

3 長野県学校職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第18条第4項中「第9項」を「第10項」に、「(以下「週休日」という。)の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日(第24条の3第1項第3号及び第4号において「週休日等」という。)の日数の合計日数」に改める。

第24条の3第1項第3号中「週休日」を「週休日等」に改め、同項第4号中「週休日」を「週休日等」に、「まで」を「まで又は第10項(同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。)」に改める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

4 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第9項」を「第10項」に、「の日数」を「並びに勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

5 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1号中「週休日(」を「勤務時間条例第2条第6項、第8項及び第10項並びに第15条の規定による週休日若しくは勤務時間条例第2条第9項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第10項の規定による」に改め、「をいう。)」を削る。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

6 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「まで」を「まで及び第10項(同条第11項において読み替えて準用する場合を含む。)」に、「及び」を「並びに」に改める。

人事課

長野県消費生活条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第48号

長野県消費生活条例の一部を改正する条例

長野県消費生活条例(平成20年長野県条例第28号)の一部を次のように改正する。

目次中「消費生活センター」を「長野県消費生活センター」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 長野県消費生活センター

第31条中「消費生活センターを」を「長野県消費生活センター(以下この章において「センター」という。)を松本市に」に改める。

第32条を次のように改める。

第32条 削除

第33条から第36条までの規定中「消費生活センター」を「センター」に改める。

別表を削る。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

くらし安全・消費生活課

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第49号

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

保護施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年長野県条例第50号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(自立支援等)」に改め、同条第1項中「状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て」を「自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、入所者ごとに個別支援計画を作成し」に改める。

第28条及び第29条第1項中「更生計画」を「個別支援計画」に改める。

第36条中「状況等に応じ自立に向けた支援計画を立て」を「自立支援を行うため、その者の意向を踏まえ、利用者ごとに個別支援計画を作成し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第23条第1項の規定により立てられている支援計画は、この条例による改正後の保護施設の設備及び運営の基準に関する条例第23条第1項の規定により作成された個別支援計画とみなす。

地域福祉課

病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第50号

病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例の一部を改正する条例

病虫害防除所の設置及び病虫害防除員の設置区域に関する条例（昭和27年長野県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(病虫害防除所の名称等)

第2条 病虫害防除所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
長野県農業試験場	須坂市	県の区域

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第40条の2第1項第1号中「病虫害防除所」を「農業試験場」に改める。

農業技術課

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第51号

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例の一部を改正する条例

長野県公営企業の設置及びその経営の基本並びに財務等の特例に関する条例（昭和41年長野県条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「」を「」に、「」を「」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

経営推進課

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和6年12月23日

長野県知事 阿部守一

長野県条例第52号

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県警察関係許可等手数料徴収条例(昭和29年長野県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第14号中「1,400円」を「1,350円」に、「2,850円」を「3,100円」に改め、同項第15号中「の規定」を「又は第95条の2第11項の規定」に改め、同項第32号中「別表第4の10」を「別表第4の12」に、「同10」を「同12」に改め、同号を同項第34号とし、同項第31号中「900円」を「1,000円」に改め、同号を同項第33号とし、同項第30号中「別表第4の9」を「別表第4の11」に、「同9」を「同11」に改め、同号を同項第32号とし、同項第29号中「2,350円」を「2,250円」に改め、同号を同項第31号とし、同号の前に次の1号を加える。

(30) 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録

運転経歴情報記録手数料 900円(法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は同項及び同条第5項の規定による再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)

第9条第1項第28号中「第104条の4第6項及び第7項(これらの規定を法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を「第105条の2第2項及び第5項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号を同項第29号とし、同項第27号中「第104条の4第6項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)」を「第105条の2第2項」に、「1,100円」を「1,150円」に改め、同号を同項第28号とし、同項第26号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「550円」を「別表第4の10の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同10の右欄に定める額」に改め、同号を同項第27号とし、同項第25号中「免許証の更新」を「免許証等の更新」に、「免許証更新手数料」を「免許証等更新手数料」に、「別表第4の8」を「別表第4の9」に、「同8」を「同9」に改め、同号を同項第26号とし、同項第24号中「別表第4の7」を「別表第4の8」に、「同7」を「同8」に改め、同号を同項第25号とし、同項第23号中「別表第4の6」を「別表第4の7」に、「同6」を「同7」に改め、同号を同項第24号とし、同項第22号を同項第23号とし、同項第21号中「別表第4の5」を「別表第4の6」に、「同5」を「同6」に改め、同号を同項第22号とし、同項第20号を同項第21号とし、同項第19号中「3,550円」を「3,650円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「1,450円」を「1,400円」に、「1,200円」を「1,150円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号の次に次の1号を加える。

(17) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録(道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この号及び別表第4において「政令」という。)第43条第4項第1号に掲げる者が受けようとするものを除く。)又は法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定若しくは法第106条の4第2項の規定による免許情報記録(法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録をいう。別表第4において同じ。)の書換え(政令第43条第4項第2号に掲げる者が受けようとするものを除く。)

特定免許情報記録手数料 別表第4の5の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同5の右欄に定める額

別表第4の1中 「 1,550円 」 を 「 1,650円 」 に、「1,900円」を「1,950

円)に、「道路交通法施行令(昭和35年政令第270号。以下この表において「政令」という。)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証」を「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証又は免許情報記録(以下「免

許証等」という。))」に、「800円」を「750円」に、 「 4,100円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,600円) 」 を 「 1,750円 」

「 3,900円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験(以下「技能試験」という。)を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、6,900円) 」 を 「 1,900円 」 に、「政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため運転免許証」を「政令

第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等」に、 「 2,550円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,350円) 」 を 「 1,750円 」

「

2,500円(技能試験を長野県公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,300円)
1,850円

」に、「2,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,800円(技

能試験)に、「4,050円」を「4,550円」に、「

1,500円

」を

「

1,600円

」に、「

1,700円

」を

「

1,800円

」に、「4,800円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「4,500円

(技能試験)に、「7,650円」を「7,450円」に、「2,900円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験)」を「2,950円(技能試験)」に、「4,350円」を「4,700円」に改め、同表の2中「3,900円」を「3,950円」に、「6,400円」を「6,950円」に、「3,750円」を「3,850円」に、「4,550円」を「4,650円」に改め、同表の3を次のように改める。

3 免許証交付手数料

区 分	金 額
(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る運転免許証	ア 法第92条第1項の規定による交付を受ける場合 2,350円(政令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証等の更新を受けることができなかつた者であつて、法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたもの(以下「特定試験免除者」という。)に対する交付にあつては、2,100円)(日を同じくして第一種運転免許又は第二種運転免許のうち二以上の種類の運転免許を受ける者(以下「複数免許取得者」という。)に対する交付にあつては、2,150円(特定試験免除者に対する交付にあつては、1,900円)に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額)
	イ 法第95条の2第11項の規定による交付を受ける場合 2,550円
(2) 仮運転免許に係る運転免許証	1,100円

別表第4の4中「

2,250円
1,150円

」を「

2,600円
1,050円

」に改め、同表の10中

「

6,450円
2,900円
1,500円

」を「

6,600円
2,950円
1,400円

」に改め、同10を同表の12とし、同表の

9中「

講習1時間について750円
講習1時間について2,350円

」を「

講習1時間について850円
講習1時間について2,400円

」に、「4,450円」を「4,650円」に、

「3,500円」を「3,800円」に、「2,800円」を「3,050円」に、「4,150円」を「4,300円」に、「4,000円」を「4,200円」に、「1,500円」

円」を「1,750円」に、「3,100円」を「3,200円」に、「

講習1時間について1,400円
講習1時間について750円

」を

講習1時間について1,850円
講習1時間について900円

に、「2,150円」を「2,300円」に、「2,050円」を「2,150円」に、「2,700円」を「2,850円」

に、「2,550円」を「2,700円」に、「2,450円」を「2,550円」に、

(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第92条の2第1項の表の備考の1の2に規定する優良運転者に対する講習	500円
	イ 法第92条の2第1項の表の備考の1の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
	ウ 法第92条の2第1項の表の備考の1の4に規定する違反運転者等に対する講習	1,350円（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者に対する講習にあつては、800円）

を

(11) 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習	ア 法第95条の6第1項の表の備考の1のロに規定する優良運転者に対する講習	500円（長野県公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と講習を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法による講習（以下「オンライン講習」という。）にあつては、200円）
	イ 法第95条の6第1項の表の備考の1のハに規定する一般運転者に対する講習	800円（オンライン講習にあつては、200円）
	ウ 法第95条の6第1項の表の備考の1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者（運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）で定める政令第33条の7第2項の基準に該当しない者をいう。以下同じ。）でないものに対する講習	1,400円
	エ 法第95条の6第1項の表の備考の1のニに規定する違反運転者等のうち特定基準不該当者であるものに対する講習	800円（オンライン講習にあつては、200円）

に、

6,450円
2,900円

を

6,600円
2,950円

に、

(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	12,500円（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条第13項第2号の表の第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあつては、9,050円）
----------------------------	--

を

(13) 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習	ア 自動車又は一般原動機付自転車（これらに準ずるものとして政令第43条第1項の表の国家公安委員会規則で定める装置を含む。）を使用する指導（以下「実車等指導」という。）を含む講習	12,900円
	イ 実車等指導を含まない講習	9,350円

に、

「2,250円」を「2,600円」に、

講習1時間について2,000円
講習1時間について2,000円

 を

講習1時間について2,100円
講習1時間について2,050円

 に改め、同

9を同表の11とし、同11の前に次のように加える。

9 免許証等更新手数料

区 分	金 額	
(1) 運転免許証の有効期間の更新(同時に免許情報記録の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	ア 法第101条の2の2第1項の規定による経由地公安委員会を經由して行う更新申請書の提出(以下「経由申請」という。)をする場合	2,750円
	イ 更新時不交付申出をする場合(経由申請をする場合を除く。)	1,300円
	ウ 経由申請及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	2,850円
(2) 免許情報記録の有効期間の更新(同時に運転免許証の有効期間の更新を受ける場合を除く。)	ア 経由申請をする場合であつて、法第101条の2の2第3項の規定による申出(以下「経由地書換申出」という。)をするとき。	1,000円
	イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。	1,950円
	ウ 経由申請をしない場合	2,100円
(3) 運転免許証の有効期間の更新及び免許情報記録の有効期間の更新	ア 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をするとき。	2,500円
	イ 経由申請をする場合であつて、経由地書換申出をしないとき。	2,850円
	ウ 経由申請をしない場合	2,950円

10 経由手数料

区 分	金 額
(1) 経由地書換申出をする場合	1,700円
(2) 経由地書換申出をしない場合	750円

別表第4の8を削り、同表の7中「1,900円」を「2,050円」に、「4,400円」を「5,050円」に、「1,750円」を「1,950円」に、「2,550円」を「2,750円」に、「1,650円」を「1,800円」に、「3,100円」を「3,550円」に、

「

1,000円

」を「

1,100円

」に改め、同7を同表の8とし、同表の6中

「14,550円」を「15,100円」に、「それぞれ1万4,550円」を「それぞれ1万5,100円」に、「11,850円」を「12,000円」に、「それぞれ1万1,850円」を「それぞれ1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「それぞれ9,650円」を「それぞれ9,950円」に、「12,450円」を「12,850円」に、「それぞれ1万2,450円」を「それぞれ1万2,850円」に改め、同6の備考の1中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「2,400円」を「3,000円」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「900円」を「950円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「1万2,450円」を「1万2,850円」に、「2,850円」を「2,950円」に改め、同備考の2中「1万4,550円」を「1万5,100円」に、「150円を、普通自動車免許」を「200円を、普通自動車免許」に、「1万1,850円」を「1万2,000円」に、「9,650円」を「9,950円」に、「150円を減ずる」を「50円を減ずる」に改め、同6の付表中

「

4,000円	3,550円	1,250円	4,250円
--------	--------	--------	--------

」を「

3,800円	3,650円	1,200円	4,450円
--------	--------	--------	--------

」に、

「

2,050円

」を「

2,100円

」に、「

1,300円
1,300円

」を「

1,350円
1,350円

」に、「

1,500円

」を「

1,550円

」に、

「

2,550円

」を「

2,600円

」に改め、同6を同表の7とし、同表の5中「23,400円」を「23,750円」に、「それぞれ2万3,400円」を「それぞれ2万3,750円」に、「19,500円」を「19,800円」に、「それぞれ1万9,500円」を「それぞれ1万9,800円」に、「14,700円」を「14,450円」に、「それぞれ1万4,700円」を「それぞれ1万4,450円」に、「21,500円」を「22,200円」に、「それぞれ2万1,500円」を「それぞれ2万2,200円」に改め、同5の備考の1中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「2,350円」を「2,950円」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に、「1,100円」を「1,350円」に、「2万1,500円」を「2万2,200円」に改め、同備考の2中「2万3,400円」を「2万3,750円」に、「500円を」を「550円を」に、「1万9,500円」を「1万9,800円」に、「300円」を「350円」に、「1万4,700円」を「1万4,450円」に改め、同5の付表中

「

4,000円	3,550円	1,250円	4,250円
6,700円	6,100円	2,100円	7,400円

」を「

3,800円	3,650円	1,200円	4,450円
6,350円	6,250円	1,900円	7,750円

」に、

「

2,350円	1,900円	2,650円
--------	--------	--------

」を「

2,600円	1,850円	2,550円
--------	--------	--------

」に、

「

2,050円	2,550円
--------	--------

」を「

2,000円	2,400円
--------	--------

」に、

3,700円
2,550円

を

3,750円
2,600円

に改め、同5を同

表の6とし、同表の4の次に次のように加える。

5 特定免許情報記録手数料

区 分		金 額
(1) 法第95条の2第3項の規定による特定免許情報の記録	ア 法第95条の2第6項の規定による申出をする場合	1,550円（特定試験免除者に係る記録にあつては、1,350円）（複数免許取得者に係る記録にあつては、1,350円（特定試験免除者に係る記録にあつては、1,150円）に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）
	イ 法第101条の4の2第2項の規定による申出（以下「更新時不交付申出」という。）をする場合	800円
	ウ 法第95条の2第6項の規定による申出及び更新時不交付申出のいずれをもしない場合	1,500円（法第92条第1項、第95条の2第11項若しくは法第101条の4の2第1項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の交付又は法第94条第2項の規定による運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円）
(2) 法第95条の3の規定により読み替えて適用する法第92条第2項の規定又は法第106条の4第2項の規定による免許情報記録の書換え		1,550円（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者に係る書換えにあつては、100円）（複数免許取得者（運転免許証（仮運転免許に係るものを除く。）及び法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードを有する者を除く。）に係る書換えにあつては、1,350円に、与える運転免許一種類ごとに200円を加えた額）

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

東北信運転免許課